

『神奈川大学人間科学研究』投稿要領

2024年5月20日改定

1. 緒言

「神奈川大学人間科学研究」(以下、本誌)は、神奈川大学人間科学部・神奈川大学大学院人間科学研究科「人間科学研究年報」と人間科学研究所所報を統合し、新たに発行するもので、継続性を考慮し、人間科学研究年報の巻数を継続する。なお、欧文名は、「Kanagawa University Journal of Human Sciences」とする。

2. 投稿資格

投稿筆頭者は神奈川大学人間科学研究所所員、客員研究員、特別研究員及び常任委員会が認める者とする。連名者については制限しない。

3. 原稿の種類

本誌は、未発表の総説 (Review)、研究論文 (Full Paper)、短報 (Note)、報告 (Report) を掲載する。

①総説 (Review) : 人間科学に関する知見をまとめた総説で、議論の前提、論理展開、結論等が明示されており、学術的価値が高く、独創性があるもの。刷り上がり 6 頁以上 20 頁以内とする。

②研究論文 (Full Paper) : 人間科学に関する理論的または実証的な研究をまとめた論文で、目的、方法、結果、結論等が明示されており、学術的価値が高く、独創性があるもの。刷り上がり 6 頁以上 16 頁以内とする。

③短報 (Note) : 人間科学に関する理論的または実証的な研究をまとめた論文で、目的、方法、結果、結論等が明示されており、速報することで学術的価値があるもの。刷り上がり 4 頁以内とする。

④報告 (Report) : 人間科学の分野における学術的研究・調査、技術開発等に関する報告で、今後の発展の可能性があるもの。刷り上がり 16 頁以内とする。

4. 原稿の作成と投稿

(1) 原稿は執筆要領に従って、そのまま掲載できるように作成する。

(2) 使用言語は日本語または英語に限る。

(3) 原稿は電子ファイル化 (PDF 形式) し、神奈川大学人間科学研究所ホームページ上の投稿システムを利用して提出する

(4) 投稿時に、投稿システムを利用して「体裁・書式の自己チェック」を行う。なお、自己チェックの記載に虚偽があった場合は掲載を行わない。

(5) 英文原稿の場合は、英語を母国語とする個人または翻訳会社等の英文校閲を受けたことを証明する書類を提出する。

(6) 原稿は随時受け付けるものとし、原稿が投稿システムにアップロードされた日を原稿受付日とする。

5. 掲載の決定

(1) 投稿された原稿は、査読者による審査等を行わない。

(2) 原稿の種類及び書式・体裁について、常任委員会で確認を行い、掲載を決定する。

(3) 『神奈川大学人間科学研究』執筆要領に適合しない場合、常任委員会から投稿筆頭者に修正を依頼する。

- (4) 原稿の採用が決定した日付を採用受理日とする。
- (5) 原稿の掲載は、原則として、投稿区分別の採用受理日順とする。

6. 原稿の校正

掲載決定の段階で著者に校正を依頼する。校正は初校のみとし、最低限の修正に留める。

7. 著者の責任と権利

- (1) 掲載された論文の内容についての責任は著者が負うものとする。
- (2) 著作権は著者に属するが、著作権のうち複製権、公衆送信権については神奈川大学人間科学研究所及び神奈川大学図書館に許諾を与えるものとする。
- (3) 掲載された論文は神奈川大学人間科学研究所ホームページ及び神奈川大学学術機関リポジトリ等にてインターネット公開するものとする。

8. その他

必要な事項は常任委員会が定める。

附則

- (1) 本要領は、2023年1月1日から施行する。
- (2) 「人間科学研究年報」の編集規定は廃止する。